

# 汎用JPドメイン名の 導入経緯とその評価

2001年8月27日

株式会社 日本レジストリサービス

# 内容

- **汎用 JP ドメイン名の概要**
  - 既存ドメイン名の概要
  - 汎用JPドメイン名の特徴
  - 予約ドメイン名
- **事前登録申請の概要**
  - 導入時の課題
  - 優先登録申請
  - 同時登録申請
- **事前登録申請の結果**
- **ドメイン名登録の組織体制**

# 汎用 JP ドメイン名の概要

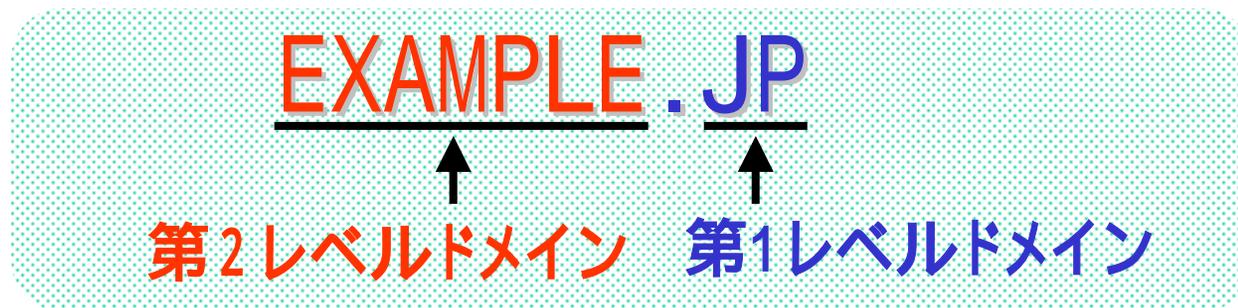
# 既存JP ドメイン名の概要

- 第3レベルに登録
  - 第2レベルには下記が存在
    - 属性型 : co, ne, or など
    - 地域型 : tokyo など
- 1組織1ドメインに制限
- 日本国内に住所を有する必要あり
- 厳密な資格審査
  - 公的文書による法人格の審査等
- 上記3点により cybersquatting を未然防止
- 2001.8.1までの登録ドメイン名数約26万8,000件
- UDRPを日本用にアレンジしたJP-DRPを採用 (2000.10.19): これは、汎用JPドメイン名でも採用

# 新ドメイン空間導入の背景と経緯

- **ドメイン名に対するニーズの変化**
  - 複数のドメイン名の取得
  - 登録手続きの簡略化・低コスト化
  - イベントのような一時的な利用のための登録等
- **「～.CO.JP」等の実績ある既存のJPドメイン名での対応は不適切**
  - 新しいドメイン名空間の必要性
- **2000年9月 導入方針案を公開**
  - 1ヶ月間パブリックコメントの受付を行う
- **2000年10月10日 これらのコメントをふまえ、「汎用 JP ドメイン名導入に関する方針」を公開**

# 汎用 JP ドメイン名の特徴



## 既存第3レベルJPドメイン名

- 組織種別の区別
- 1組織1ドメイン名
- 国内を対象
- 第3レベルドメインへの登録

## 汎用JPドメイン名

- 法人/個人等誰でも登録可能
- 登録数の制限なし
- 国内を対象
- 第2レベルドメインへの登録
- 日本語ドメイン名の導入



# 汎用JPドメイン名利用例

- <http://jprs.jp/>
- <http://jpdrink.jp/>
- <mailto:order@jpdrink.jp>  
(メールアドレスとして使用)
- <http://JPドリンク.jp/>
- <http://ドメイン太郎.jp/>

# 予約ドメイン名

- 当面の間、登録申請を受け付けないドメイン名
- 一部については今後、適切な登録者へ登録することを検討
  - 初等中等教育機関等の名称(「～小学校」等)や行政・司法・立法に関連する名称など

「汎用 JP ドメイン名における予約ドメイン名」参照

<http://www.nic.ad.jp/dotjp/doc/dotjp-reserved.html>

# 予約ドメイン名(アルファベット)

- ccTLD 以外の TLD として ICANN が定めているもの
  - COM, NET, ORG, ... (7つの新TLDを含む)
- 地域型 JP ドメイン名において「都道府県属性ラベル」「市区町村属性ラベル」としているもの
  - PREF, CITY, TOWN, ...
- 都道府県、政令指定都市、県庁所在中核都市のアルファベット表記
  - TOKYO, YOKOHAMA, UTSUNOMIYA, ...
- インターネットの管理に関連する組織名
  - ICANN, IANA, IAB, ISOC, WIPO, ...
- JPドメイン名の業務で必要とする名前
  - JPNIC, NIC, DNS, WHOIS, EXAMPLE, DOTJP, ...
- 日本語ドメイン名の ASCII 互換表現に混乱をおよぼす文字列
  - ACE化文字列を表す接頭語、接尾語(BQ--等)

# 予約ドメイン名(日本語)

- 都道府県、政令指定都市、県庁所在中核都市の名前
- 平仮名、片仮名、漢数字、長音記号等の1文字
  - あ、イ、五、一、...
- 初等中等教育機関等の名称(小中学校などの名前)
  - 「小学校」「中学校」「高等学校」等の名称で終わる名前
- 国際的な政府間機関(国連など)の名称
  - 「予約ドメイン名リスト(国際的な政府間機関(国連など)の名称)」参照
- 行政・司法・立法に関連する名称
  - 「予約ドメイン名リスト(行政・司法・立法に関連する名称)」参照
- 日本語普通名詞
  - 「予約ドメイン名リスト(日本語普通名詞)」参照
- JPNICの業務で必要とする名前
  - ジェイピーニック、ドメイン名、日本語ドメイン名、...

# 事前登録申請の概要

# 汎用JPドメイン空間導入時の問題

- 事前の調整を行わずに先願で登録受付を開始した場合、下記の問題が予想される
  - 商標等をめぐり、サイバースクワッシングなどによる紛争が多発する可能性
  - 受付開始直後に申請が集中することによる混乱
- ドメイン名の登録は先願が原則であるが、新しい空間への登録開始時には紛争・混乱を事前に低減する手当てが必要

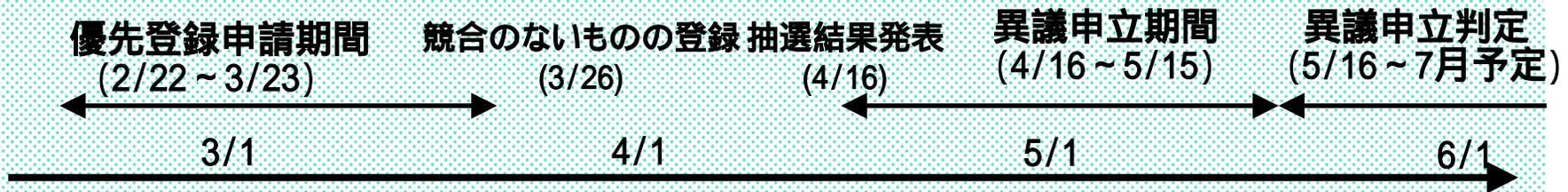
# 事前登録

- 導入時の紛争・混乱を低減するため事前登録申請制度を実施
  - 優先登録申請(02/22～03/23)・・・第1区分、第2区分
    - すでに既存ドメイン名として登録済みのJPドメイン名(第1区分)
    - 商標・商号等の権利者、個人のフルネーム(第2区分)

サイバースクワッティング等による紛争を低減する
  - 同時登録申請(04/02～04/23)・・・第3区分
    - 先願(先着順)の登録ではなく、期間内に申請されたものはすべて同時に申請されたものとして扱い、競合した場合抽選

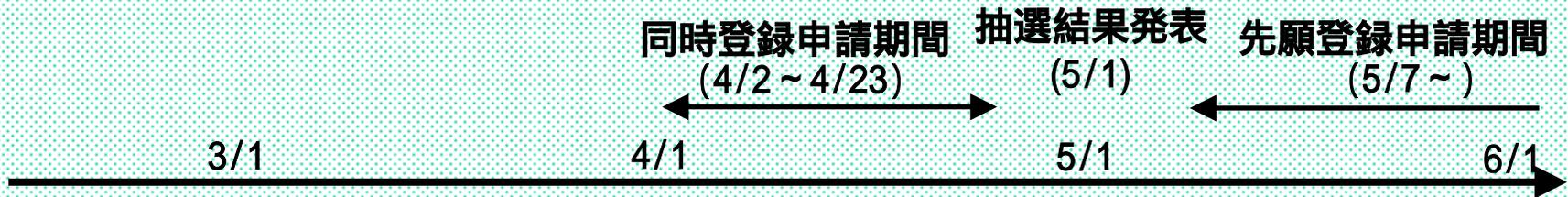
受付開始直後に申請が集中することによる混乱を低減する

# 優先登録申請スケジュール



- 申請受付期間(2/22 ~ 3/23)
- 登録・利用開始時期
  - 競合のないものの一部は3/26に登録
  - 4/2から利用可能 (ただし仮運用)
  - 本運用は5/7から
- 競合のあったものの抽選結果発表(4/16)
- 異議申立期間(4/16 ~ 5/15)
  - 落選者からの異議申立を受け付ける (詳細は後述)
  - 異議申立のなかったものは5/28に登録確定
- 異議申立手続(5/16 ~ 7月中)

# 同時/先願登録申請スケジュール



- 同時登録申請受付期間(4/2 ~ 4/23)
- 競合のあったものの抽選結果発表(5/1)
- 登録・利用開始時期
  - 競合のなかったもの、当選したものを5/1に登録
  - 5/2から利用可能 (ただし仮運用)
  - 本運用は5/7から
- 先願登録申請期間(5/7 ~)

# 優先登録申請(第1区分)

- 既存の第3レベルドメイン名と同じ文字列の登録
  - 2000年3月31日以前より登録されているドメイン名が対象
  - 3LD で文字列が競合する場合は登録が早い方を優先
  - このルールは登録申請があった場合のみ適用される(例) 下記のような場合、EXAMPLE.JP は B社が優先的に登録できる。

EXAMPLE.CO.JP (1996/01/01) : A社      申請なし

EXAMPLE.NE.JP (1999/12/01) : B社      申請あり

EXAMPLE.GR.JP (2000/01/01) : C団体      申請あり

# 優先登録申請用パスワードについて

- 事前登録に関するお知らせ(メール)送信  
(2001/01/23 ~ 26)
  - 汎用JPドメイン名新設と優先登録申請開始のお知らせ
- 優先登録申請用パスワード郵送(2001/02/14)
  - 既存JPドメイン名登録者に対して送付 (ただし2000年3月31日以前より登録されているドメイン名)
  - 優先登録申請対象者に直接郵送
- ユーザは優先登録申請用パスワードを利用して優先登録申請を行う。

# 優先登録申請(第2区分)

- 対象
  - 登録商標
  - 登記された名称(商号等)
  - AC.JPドメイン名の登録組織名(大学,専門学校名)
  - 個人名
- 希望ドメイン名が競合した場合
  - 第1区分の申請と競合した場合、第1区分が優先される
    - 第1区分での申請ドメイン名は、cybersquattingがほとんど皆無であることが分かっている既存ドメイン名(第1区分)空間に分類されるため
  - 第2区分同士で申請が競合した場合は抽選
  - 第2区分の抽選に関しては落選者から異議申し立てができる(後述)

## 第2区分で申請できるドメイン名

- 登録商標に含まれる文字列と同じドメイン名
- 登記名称と同じドメイン名、および「株式会社」等を抜いたドメイン名
- AC.JPドメイン名の登録組織名称と同じドメイン名(大学、専門学校名)
- 個人名(本名フルネーム、芸名フルネーム)と同じドメイン名

# 優先根拠について

- 申請時に申請根拠を示す情報を記入する
  - 登録商標の場合
    - 商標登録番号
  - 登記された名称(商号等)の場合
    - 登記情報
  - AC.JPドメイン名の登録組織名の場合
    - JPNICから郵送される申請用のパスワード
  - 個人名の場合
    - 必要な場合は確認書類の提出
- 異議申立手続きなど詳細な確認が必要な場合には申請根拠書類の提出が必要

# 競合の場合の抽選方法

- 抽選番号の割り当て
  - 1つのドメイン名に複数の申請があった場合、申請順に、1から順に抽選番号(自然数)を割り当てる
- 抽選の鍵番号
  - 抽選を行うための鍵となる数字は、抽選番号割当時は未知でかつ社会に明示される一意の数字である「東京株式市場の特定日の日経平均株価(225銘柄、終値、円)」を用いる
  - 日経平均株価の数値から決められた桁の数字を抽出する(優先登録申請では4桁、同時登録申請では5桁)
    - 例) 日経平均株価 13381円38銭 抽選の鍵番号 33813
- 当選者の決定
  - 抽選は抽選の鍵番号と抽選倍率によって当選者を決定する
  - 抽選の鍵番号を抽選倍率で割り、余りの数字に1を足した番号が当選番号となる

# 異議申立

- 異議申立とは
  - 第2区分の抽選で当選した申請の根拠がガイドラインに適合していないと思われる場合は、その申請に対して異議を申し立てることができる。
- 異議申立ができる人
  - 優先登録申請期間中、同じドメイン名を申請していたが、抽選にもれた人
- 異議申立受付期間
  - 抽選結果を公表した時から30日間

# 異議申立

- 異議申立方法

- 異議申立期間中に、自らの申請根拠を証明する公的証明書類を郵送で提出する
- レジストリは当選者に対しても申請根拠の証明書類の提出を依頼する
- これらの資料をもとにガイドラインに対する適合性の確認を行う

# 異議申立

- 申請根拠の判断
  - 商標に関するものなど、判断が困難な場合はガイドラインに基づき、外部のパネルが判断
    - レジストリが3名からなるパネルに裁定を依頼
    - パネルは知的財産に関する専門家(弁理士等)によって構成
    - パネリストの名前と略歴は公表
  - 当選者の申請根拠がガイドラインに適合していると判断された場合
    - 当選者は登録者として確定する
  - 当選者の申請根拠がガイドラインに適合しないと判断された場合
    - 適合する申請根拠を持つ申立者の中で改めて抽選を行い、登録者を決定する

## 同時登録申請(第3区分)

- 汎用JPドメイン名の登録要件(国内に住所があること)を満たせば誰でも申請できる
- 第1区分対象のドメイン名や、第2区分で申請のあったドメイン名等は申請できない
- 申請受付期間内の申請はすべて同時に行われたものとして扱う
- 申請が競合した場合は抽選によって登録者が決定される(抽選方法は第2区分と同じ)

# 事前登録申請の結果

## ・優先登録申請

分類		ASCII	日本語	計
第1区分		34,700	0	34,700
第2区分	商標	8,300	11,900	20,100
	商号	0	12,400	12,400
	個人名	200	600	800
	ac.jp	0	400	400
申請数計		43,200	25,400	68,500
ドメイン名登録数		39,500	22,600	62,100

注) 数値は、10の位を四捨五入

# 事前登録申請の結果

## ・ 同時登録申請

分類		ASCII	日本語	計
申請数	重複あり	32,500	41,700	74,200
	重複なし	22,600	23,400	46,000
	計	55,100	65,200	120,300
ドメイン数	重複あり	4,600	5,200	9,800
	重複なし	22,600	23,400	46,000
	計	27,200	28,600	55,800

注) 数値は、10の位を四捨五入

# 事前登録申請の結果

- 優先登録申請について

- 抽選結果後の異議申立件数は10件

優先登録された第2区分ドメイン名数(33,800)と比較しても、かなりの低水準に抑えることができた。

紛争の少ない既存JPドメイン名空間を優先し、登録商標等による優先登録ともあわせることで、汎用JPドメイン名空間においても安定したスタートアップが図られた。

- 東証一部上場企業のうち約8割が登録申請を行った

日本国内企業におけるJPドメイン名の重要性が再認識されている。

# 事前登録申請の結果

- 同時登録申請について
  - 受付期間中に12万件の申請
    - 期間中に行われた複数の申請を、すべて同時に行われた申請とみなすことによって負荷が分散される効果を改めて確認した
    - 平均競争率は2.2倍であり、登録希望ドメイン名にはかなりの競合があったことがわかる
  - 先願開始直後の申請量について
    - 申請の集中によってシステムや人的体制に過度の負荷をかけることなく、安定したスタートアップをおこなうことができた
- 事前登録申請制度は、汎用JPドメイン名の導入を円滑に進めるとともに、JP-DRPとの相乗効果でドメイン名をめぐる紛争の抑制しているという点からも評価されるものである (JP-DRP申立ては2001.8.24で1件のみ)

# ドメイン名登録の組織体制

# JPNICとJPRS

- **ドメイン名登録業務を取り巻く競争の激化に柔軟に対応するため業務を営利法人化**
  - これまでJP登録管理を行ってきた社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)はJPドメイン名の方針策定を行う公益法人。
  - 株式会社日本レジストリサービス(JPRS)は、JPドメイン名の登録及び管理、ドメインネームシステムの運用を行うべく設立された営利法人。(2000年12月26日設立)

# JPRSと指定事業者

- JPドメイン名業務のスケールビリティ確保のため、登録者対応業務を切り出し、汎用JPレジストリと汎用JPレジストラを明確に機能分離
  - 汎用JPレジストリ(JPRS)は汎用JPドメイン名の一意性管理を行い、DNS、WHOISを提供する。
  - 汎用JPレジストラ(指定事業者)は登録者に対する窓口業務、継続的なサポートを行う。